

総 括 調 査 票

事案名	(19) 深海地球ドリリング計画推進			調査対象 予算額	平成 26 年度：10,312 百万円 平成 25 年度：9,722 百万円		
所管	文部科学省	組織	文部科学本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

- 独立行政法人海洋研究開発機構は、保有する地球深部探査（ドリリング）船「ちきゅう」を活用し、運営費交付金を主な財源として、国際的な連携を図りつつ、我が国近海における「科学掘削」を実施。加えて、掘削技術等の向上や自己収入確保の観点から、資源開発会社等より掘削（以下「資源掘削」）を受託して実施。

平成 25 年度の運航実績

科学掘削：H25.9～H26.1 南海トラフ地震発生帯掘削

資源掘削：H25.4～H25.7 佐渡南西沖

H25.7～H25.8 渥美半島～志摩半島沖

- 機構は、ちきゅうの運用にあたり、日本マントルクエスト株式会社（以下「MQJ」）との間で、運用委託契約（随意契約）を締結。また、日本海洋掘削株式会社（以下「JDC」）との間で、資源掘削の受注活動のためのマーケティング契約を締結。

現在の運用委託契約の概要

- ・ 契約種類：随意契約（事前確認公募なし）
- ・ 期間：2014年4月1日～2019年3月31日（5年間）
- ・ 委託範囲：船舶運航業務全般、掘削業務、船体・掘削機器・設備保守、資機材調達、陸上支援基地管理業務（ヘリによる人員輸送含む）、研究区画・研究者支援など
- ・ 契約金額：実費精算＋マネジメントフィー（←人件費を含め、業務に要した費用の一定割合を乗じた額）

②調査の視点

1. 運用委託契約等の検証

- 運用委託契約等の締結にあたり、効率的かつ効果的な予算執行を確保する観点から、機構において、契約内容の審査等が適切に実施されているか。

2. リスク管理等の検証

- ちきゅうの運用に係る様々なリスクに適切に対応する観点から、機構において、契約条項や保険契約の適切性について見直し等が行われているか。

総 括 調 査 票

事案名 (19) 深海地球ドリリング計画推進

③調査結果及びその分析

1. 運用委託契約等の検証

- 文部科学省の平成 25 年行政事業レビューシート事業番号 306 において、機構は、「随意契約については担当課に設置した審査チームによる審査を実施し、契約監視委員会委員長による事前意見聴取を実施。また、概算金額が 3,000 万円以上の契約については、「契約審査委員会」で事前に随意契約の妥当性を審査する。」旨記載されている。これを踏まえ、現在の運用委託契約等の締結等について、機構における契約内容の審査状況等について調査したところ、以下の点を中心として改善が必要と認められる。
- ◆ 運用委託契約
 - － 運用委託契約の締結にあたり、機構は、①日本人掘削技術者養成が必要との指摘があること、②ちきゅうの運用委託会社の要件を全て満たす企業が MQJ 以外にないと判断したこと、③これまで委託し、経験が蓄積された MQJ 以外に委託した場合には運用に支障を来す可能性があること等をもって、随意契約は妥当であると結論付けている。
 - － しかし、①については、現在、ちきゅうと同様の型の掘削船が日本の海運会社等が出資する会社により運航されていること等から、必ずしもちきゅうのみが日本人掘削技術者養成の場とは言えない、②については、機構が多岐にわたる業務を一括して運用委託範囲として指定しているため、運用委託会社の要件を全て満たす企業が MQJ 以外にない状況となっている可能性があり、この運用委託の範囲を見直すことなどにより、他社による参入余地を拡げられる可能性がある、③については、運用委託会社に対して、業務実施により蓄積した経験等を、契約を引き継ぐ会社に適切に承継するよう求めること等により回避できる可能性がある、ため上記①～③の理由のみをもって、随意契約を締結する理由として、説得的ではない。
 - － 契約審査委員会等における契約期間に係る審査において、期間を 5 年間とすることの妥当性について、十分な検討が行われているとは言い難い。
 - － 同委員会等における契約金額に係る審査において、5 年間の概算契約額について記載されている資料が添付されているのみであることなどから、契約金額の妥当性について、効率的かつ効果的な予算執行の観点から十分な検討が行われているとは言い難い。
 - ◆ マーケティング契約
 - － 機構は、マーケティング契約については JDC と契約を行い、契約締結以降約 5 年以上にわたり、経済社会状況や資源掘削市場の変化等を見据えた契約内容の妥当性の検証（資源掘削に係る JDC と機構との報酬配分の在り方の検証を含む。）を組織として適切に実施することなく、契約の更新が続けられている。

総 括 調 査 票

事案名 (19) 深海地球ドリリング計画推進

③調査結果及びその分析

2. リスク管理等の検証

- 受託者の免責条項の適切性
 - － 運用委託契約においては、受託者である MQJ が契約違反又は重過失により責任を負う場合、その責任は当該年度の MQJ が受け取るマネジメントフィー（人件費を含め、業務に要した費用の一定割合を乗じた額）を上限として規定している。
 - － この点、機構は、運用委託契約を締結するにあたり、なぜマネジメントフィーを上限額とするのか、なぜ単なる過失の場合は受託者に求償できないのか、機構として過剰なリスクを負っていないか等の観点から、その妥当性について十分な検討が行われたとは言い難い。
- 船舶保険の付保額の適切性
 - － 財産の保全と万一の事故等による調査・研究活動への影響を最小限に抑制する観点から、機構は、ちきゅうに対して、船舶保険を付保している。
 - － この付保額について、機構は、ちきゅうの取得価格をベースとした金額を設定しているが、ちきゅうが建造から約 9 年を経過していることを踏まえると、ちきゅうの現在の経済価値に対して過剰な船舶保険を契約している状況にあり、その妥当性について再検討の余地がある。



④今後の改善点・検討の方向性

- 機構の中期目標においては、「契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等の競争性のある契約方式によること」、「一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行うこと」等の契約の適正化が求められている。この観点から、機構は、以下の取組みを行うことが必要である。
 - ◆ 随意契約の審査を行う契約審査委員会等の審査について、より十分な審査が適切に行われるよう改善を図るべき。
 - ◆ 運用委託契約について、MQJ 以外の者の参入余地を拡大する観点から、現在の運用委託業務の範囲の見直しを図るとともに、併せて、運用委託会社の要件についても見直しを図るべき。その際、運用委託に係る経費の効率化に資するよう留意すべき。
 - ◆ マーケティング契約について、契約内容の妥当性の検証（資源掘削に係る JDC と機構との報酬配分の在り方の検証を含む。）を組織として適切に実施し、必要に応じて、見直しを図るべき。
 - ◆ 運用委託契約等の締結にあたっては、幅広く契約者を募る観点から、入札または事前確認公募を行うことを基本とし、日本語に加え、英語での情報提供も併せて行うべき。
- 機構は、運用委託契約における受託者の免責条項の適切性について検討を行い、見直しに向けた取組みを行うべき。
- 機構は、船舶保険の付保額が取得価格をベースとした金額である点について、ちきゅうの運航上晒されているリスクも勘案しつつ、現在の経済価値を踏まえた再検討を行うべき。